4　OA 機器

⑴　対象

ＯＡ機器で対象となるのは次のとおりです。（リース・レンタル契約を含む。）

①コピー機
②複合機
③拡張性のあるデジタルコピー機
④電子計算機
⑤プリンタ
⑥プリンタ／ファクシミリ兼用機
⑦デジタル印刷機
⑧ファクシミリ
⑨スキャナ
⑩ディスプレイ
⑪磁気ディスク装置
⑫シュレッダー
⑬記録用メディア
⑭電池
⑮電子式卓上計算機
⑯トナーカートリッジ
⑰インクカートリッジ
⑱掛時計

⑵　基準及び選定方法

環境物品等の基準及び適合製品の選定方法は次のとおりです。

区　　分	環境物品等の判断基準	調達目標	適合製品の選定方法	用品指定
①コピー機 ②複合機 ③拡張性のあるデジタルコピー機	＜共通事項＞ ①使用される用紙がグリーン購入を推進する品目に該当する場合は，その物品等を使用することが可能であること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ．特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。 ＜個別事項＞ ①コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機 ア．コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）にあっては，表 1－1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては，表 5－1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては，表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。	１００％	・エコマーク製品を選ぶ。 ・エコマーク製品でない場合はカタログ等で確認する。	無

区　　分	環境物品等の判断基準	調達目標	適合製品の選定方法	用品指定
①コピー機 ②複合機 ③拡張性のあるデジタルコピー機	②複合機（インクジェット方式を除く） ア．複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあっては，表 1－2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあっては，表 2－2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．大判複合機にあっては，表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式の複合機 ア．インクジェット方式の複合機（大判複合機を除く。）にあっては，表 7－1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．インクジェット方式の大判複合機にあっては，表 7－2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。	１００％	・エコマーク製品を選ぶ。 ・エコマーク製品でない場合はカタログ等で確認する。	無
④電子計算機	①エネルギー消費効率が表 7 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ②特定の化学物質（鉛，水銀，カドミウム，六価クロム，PBB，PBDE）は，含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては，搭載機器・機能の簡素化がなされていること。			
⑤プリンタ ⑥プリンタ／ファクシミリ兼用機	①プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあっては，次の基準を満たすこと。 ア．モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み，インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては，表 8－1 に示された区分ごとの基準，モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては，表 8－2 に示された区分ごとの基準。 イ．カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み，インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては，表 9－1 に示された区分ごとの基準，カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては，表 9－2 に示された区分ごとの基準。 ウ．インクジェット方式のプリンタにあっては，表 10 に示された区分ごとの基準。 エ．インパクト方式のプリンタにあっては，表 11 に示された区分ごとの基準。 ②大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあっては，表 12－1 に示された区分ごとの基準，それ以外のものにあっては，表 12－2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙がグリーン購入を推進する品目に該当する場合は，その物品等を使用することが可能であること。			

区　　分	環境物品等の判断基準	調達目標	適合製品の選定方法	用品指定
⑦デジタル印刷機	①エネルギー消費効率が表 13 に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②使用される用紙がグリーン購入を推進する品目に該当する場合は，その物品等を使用することが可能であること。	１００％	・エコマーク製品を選ぶ。 ・エコマーク製品でない場合はカタログ等で確認する。	無
⑧ファクシミリ	①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては，表 14 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては，表 15 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式のファクシミリにあっては，表 16 に示された区分ごとの基準を満たすこと。			
⑨スキャナ	○表 17 に示された基準を満たすこと。			
⑩ディスプレイ	①表 18 に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき，自動的に使用可能な状態に戻ること。 ③特定の化学物質（鉛，水銀，カドミウム，六価クロム，PBB，PBDE）は，含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。			
⑪磁気ディスク装置	○エネルギー消費効率が表 19 に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。			
⑫シュレッダー	○待機電力（ただし，低電力モード又はオフモードを備える機種については，これらのモードでの消費電力）が，表 20 に示された区分ごとの基準を満たすこと。			
⑬記録用メディア	○次のいずれかの要件を満たすこと。（判断基準はケースに適用。） ①再生プラスチックがケース全体重量の 30％以上使用されていること。 ②厚さ 5㎜ 程度以下のスリムタイプケースであること，又は集合タイプ（スピンドルタイプ等）であること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては，次の要件を満たすこと。 ア．古紙パルプ配合率 70％以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。			有

区　　分	環境物品等の判断基準	調達目標	適合製品の選定方法	用品指定
⑭電池	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあっては，表 21 に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小型充電式電池（二次電池）であること。	１００％	・エコマーク製品を選ぶ。 ・エコマーク製品でない場合はカタログ等で確認する。	有
⑮電子式卓上計算機	①使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。			
⑯トナーカートリッジ	①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体重量（トナーを除く。）の 50%以上であること。 ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く。）の 95%以上であること。 ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥感光体は，カドミウム，鉛，水銀，セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦使用される用紙がグリーン購入を推進する品目に該当する場合は，その物品等を使用することが可能であること。			
⑰インクカートリッジ	①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く。）の 95%以上であること。 ③回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④インクの化学安全性が確認されていること。 ⑤使用される用紙がグリーン購入を推進する品目に該当する場合は，その物品等を使用することが可能であること。			無
⑱掛時計	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し，一次電池を使用せず作動するものであること。 ②一次電池が使用される場合には，電池が5年以上使用できるものであること。			

⑶　解説

ア　「リユースに配慮したコピー機等」とは，製造時にリユースを行なうシステムが構築･維持され，そのシステムから製造されたものであり，以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

ア）「再生型機」とは，使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し，新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し，専用ラインで組み立てた製品をいう。

イ）「部品リユース型機」とは，使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し，新造機と同一品質

を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

イ　特定の化学物質とは，鉛及びその化合物，水銀及びその化合物，カドミウム及びその化合物，六価クロム化合物，ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

ウ　特定の化学物質の使用については，JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質，化学物質記号，算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし，基準値を超える含有が許容される項目については，上記JISの附属書Ｂに準ずるものとする。なお，その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

エ　「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張性のある大判デジタルコピー機」とは，幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み，A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

オ　「再生プラスチック」とは，使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

カ　リユースに配慮したコピー機等は，使用済みの製品を回収し，厳密な品質検査を経て生産工程に供給され，当該機器の製造が可能となることから，安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため，調達に当たり，環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は，判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

キ　コピー機等の調達時に，機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては，本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は，特定調達物品等と同等の扱いとすること。

ク　リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については，使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから，表1－1，表1－2，表2－1，表2－2，表3，表4－1及び表4－2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は，引き続き表6－1から表6－6の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお，期間については，市場動向を勘案しつつ，検討を実施することとする。

ケ　コピー機，複合機，拡張性のあるデジタルコピー機，プリンタ，プリンタ／ファクシミリ兼用機，ファクシミリ，スキャナ，ディスプレイについては，平成22年度の1年間は経過措置を設けることとし，この期間においては，「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成21年2月13日変更閣議決定）のコピー機，複合機，拡張性のあるデジタルコピー機，プリンタ，プリンタ／ファクシミリ兼用機，ファクシミリ，スキャナ，ディスプレイに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

コ　次のいずれかに該当するものは，④電子計算機における判断基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

①複合理論性能が1秒につき5万メガ演算以上のもの

②256超のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

③入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの

④演算処理装置，主記憶装置，入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

⑥専ら内蔵された電池を用いて，電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって，磁気ディスク装置を有しないもの

サ　④電子計算機における判断基準②については，パーソナルコンピュータに適用することとし，特定の化学物質の含有率基準値は，JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお，同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは，特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

シ　「一般行政事務用ノートパソコン」とは，クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって，通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

ス　「搭載機器・機能の簡素化」とは，次の要件を満たすことをいう。なお，赤外線通信ポート，シリアルポート，パラレルポート，PCカード，S-ビデオ端子等のインターフェイスは，装備されていないことが望ましい。

ア）内蔵モデム，無線LAN，FDD，CD/DVD，MO等は，標準搭載されていないこととし，調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ）周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。

セ　一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリ）に必要な駆動時間とは，停電等の緊急時において，コンピュータを終了させ，電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

ソ　「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは，製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的，客観的かつ科学的に分析・評価し，第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

タ　植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては，次の事項が担保されていること。

ア）環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。

イ）使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。

ウ）リサイクルの阻害要因とならないよう，植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

チ　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。

ア）化学物質の適正な管理のため，物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を，当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ）調達に当たって，使用目的・業務内容を十分勘案し，必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ）マニュアルやリカバリCD等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

ツ　「大判プリンタ」とは，幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み，A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

テ　プリンタ等の調達時に，機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては，本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は，特定調達物品等と同等の扱いとすること。

ト　「デジタル印刷機」とは，デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。

ナ　⑩ディスプレイにおける判断基準の対象とする「ディスプレイ」は，主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって，可視対角線画像サイズが60インチ以下のものとする。

ニ　⑩ディスプレイにおける判断基準③については，パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし，特定の化学物質の含有率基準値は，JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお，同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは，特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

ヌ　ディスプレイの調達を行う各機関は，化学物質の適正な管理のため，物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を，当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

ネ　次のいずれかに該当するものは，⑪磁気ディスク装置における判断基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

①記憶容量が1ギガバイト以下のもの

②ディスクの直径が40mm以下のもの

③最大データ転送速度が1秒につき70ギガバイトを越えるもの

ノ　次のいずれかに該当するものについては，⑫シュレッダーの判断基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が500W以上のもの

②裁断を行っていないときに，自動的に裁断モーターが停止しないもの

ハ　「待機電力」とは，電源を入れた状態で，裁断を行っていないときに消費される電力をい

う。

ヒ　「低電力モード」とは，一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

フ　「オフモード」とは，一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

ヘ　⑬記録用メディアにおける判断基準の対象とする「記録用メディア」は，直径12cmのCD-R，CD-RW，DVD±R，DVD±RW，DVD-RAMとする。

ホ　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし，平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

マ　⑭電池における判断基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は，我が国における形状の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。

ミ　「最小平均持続時間」はJIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。

ム　⑮電子式卓上計算機における判断基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

メ　⑯トナーカートリッジ又は⑰インクカートリッジにおける判断基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は，新たに購入する補充用の製品であって，コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

モ　「トナーカートリッジ」とは，電子写真方式を利用したコピー機，プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器，感光体又は現像ユニットのいずれか２つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって，「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし，現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては，トナー容器とのセット販売品に限り対象とし，トナー容器単体，感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

１）「新品トナーカートリッジ」とは，本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

２）「再生トナーカートリッジ」とは，使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し，必要に応じて消耗部品を交換し，包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

ヤ　「インクカートリッジ」とは，インクジェット方式を利用したコピー機，プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって，「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。

１）「新品インクカートリッジ」とは，本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。

２）「再生インクカートリッジ」とは，使用済インクカートリッジにインクを再充填し，必要に応じて消耗部品を交換し，包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

ユ　「マテリアルリサイクル」とは，材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化，ガス化，高炉還元，コークス炉化学原料化は含まない。

ヨ　「再使用・マテリアルリサイクル率」とは，使用済みとなって排出され，再資源化を目的に回収後，再資源化工程へ投入されたトナーカートリッジ質量のうち，再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。

ラ　「再資源化率」とは，使用済みとなって排出され，再資源化を目的に回収後，再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち，再使用，マテリアルリサイクル，エネルギー回収や油化，ガス化，高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。

リ　トナーカートリッジに係る判断基準①及びインクカートリッジに係る判断基準①の「回収

システムがあること」とは，次の要件を満たすことをいう。

ア）製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し，又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート，逆流通ルートによる回収，使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ）カートリッジ本体に，製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

ウ）製品の包装，同梱される印刷物，本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法，回収窓口等）提供がなされていること。

ル　トナーカートリッジに係る判断基準④及びインクカートリッジに係る判断基準③の「適正処理されるシステムがあること」とは，再使用又は再生利用できない部分については，使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい，他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約，合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。

レ　トナー及びインクの「化学安全性」とは，次の基準による。

ア）トナー及びインクには，以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。

①カドミウム，鉛，水銀，六価クロム，ニッケル及びその化合物。ただし，着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②EUの危険な物質の分類，包装，表示に関する法律，規制，行政規定の近似化に関するEC理事会指令67/548/EECの付属書Iにより次のR番号の表示が義務付けられている物質

- R40（発がん性の限定的な証拠がある）
- R45（発がん性がある）
- R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
- R49（吸入すると発がん性がある）
- R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
- R61（胎児に危害を与える可能性がある）
- R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）
- R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）
- R68（不可逆的な危害の可能性がある）

③EC理事会指令67/548/EECの付属書Ⅱ及び1999/45/ECにより，製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

④１つ以上のアゾ基が分解されて別表１に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ）トナー及びインクに関し，Ames試験において陰性であること。

ウ）トナー及びインクのMSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること。

別表１　特定の芳香族アミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-*o*-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	*o*-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	*p*-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4’-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3’-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3’-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3’-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3’-ジメチル-4,4’-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	*p*-クレシジン	120-71-8

15	4,4’-メチレンービスー（２－クロロアニリン）	101-14-4
16	4,4’-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4’-チオジアニリン	139-65-1
18	*o*-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	*o*-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

ロ　調達を行う各機関は，カートリッジ等の調達に当たって，本体機器への影響や印刷品質を勘案し，次の事項に十分留意すること。

ア）以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり，印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において，代替品の手配，機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は，保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い）。

②判断基準を満足する製品の使用に起因するコピー機，プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は，当該製品の情報（製品名，事業者名，ブランド名，機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ）使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合，長期保存する場合，直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は，耐光性，耐オゾン性，耐水性等に優れ，本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し，使用するインクカートリッジを選択すること。

ワ　調達を行う各機関は，カートリッジ等の調達に当たって，製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から，事業者が次の書類を備えていること（例えば，事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア）トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等

イ）トナー又はインクに関するMSDS（化学物質等安全データシート）

ウ）各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

ヲ　⑱掛時計の判断基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。

ン　一次電池の電池寿命はJIS B 7026による。

表1－1　コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦15	≦1.0	要件の適用なし
15＜ipm≦24	≦0.10×ipm- 0.5	
24＜ipm≦40		購入時において標準装備又は任意の付属品
40＜ipm≦44	≦0.35×ipm-10.3	
44＜ipm≦82		購入時において標準装備
82＜ipm	≦0.70×ipm-39.0	

備考）１　「製品速度」とは，モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり，すべての場合において，算出された ipm 速度は，最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは，1 分間に A4 又は 8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5″×11″用紙とで異なる場合は，その２つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1－2，表 2－1，表 2－2，表 3，表 4－1 及び表 4－2 において同じ。

2　標準消費電力量の測定方法については，「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．（１）」による。以下表 1－2，表 2－1 及び表 2－2 において同じ。

表1－2　複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦10	≦1.5	要件の適用なし
10＜ipm≦24	≦0.10×ipm+ 0.5	
24＜ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26＜ipm≦44	≦0.35×ipm- 6.0	
44＜ipm≦68		購入時において標準装備
68＜ipm	≦0.70×ipm-30.0	

表2－1　カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm+ 2.8	要件の適用なし
19＜ipm≦32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32＜ipm≦39	≦0.35×ipm- 5.2	
39＜ipm≦58		購入時において標準装備
58＜ipm	≦0.70×ipm-26.0	

表2－2　カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
Ipm≦19	≦0.10×ipm+ 3.5	要件の適用なし
19＜ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26＜ipm≦39	≦0.35×ipm- 3.0	
39＜ipm≦62		購入時において標準装備
62＜ipm	≦0.70×ipm-25.0	

表3　大判コピー機，拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間，印刷エンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30 分	≦30W	≦1W
30＜ipm	60 分		

備考）１　「スリープ」とは，電源を実際に切らなくても，一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表４－１及び表４－２において同じ。

２　スリープ時消費電力の基準は，本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 5 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表 4－1 及び表 4－2 において同じ。

３　消費電力の測定方法については，「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．（２）」による。以下表 4－1 及び表 4－2 において同じ。

表4－1　インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間，印刷エンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	15 分	≦1.4W	≦1W
10＜ipm≦20	30 分		
20＜ipm	60 分		

表4－2　インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間，印刷エンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30 分	≦15W	≦1W
30＜ipm	60 分		

表5　コピー機等，プリンタ，ファクシミリ，スキャナに係る追加機能及びその許容値

種　　類	第１許容値（W）	第２許容値（W）
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード／カメラ／記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	－	0.2
冷陰極蛍光灯（CCFL）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	－	0.5
PC がないと印刷／複写／スキャンができない、PC を基本とするシステム	－	-0.5
コードレス電話用通信システム	－	0.8
内部メモリ容量	－	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力／PSOR（許容値は表４－1，表 10，表 11，表 16 の製品にのみ適用される）	－	PSOR＞10W の場合 0.02×(PSOR－10W)

備考）１　「第１許容値」とは，コピー機等，プリンタ，ファクシミリ，スキャナのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値，「第２許容値」とは，コピー機等，プリンタ，ファクシミリ，スキャナのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

２　スキャナについては，「電源装置の定格出力／PSOR」は適用しない。

表6－1　リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度（CPM:1 分当たりのコピー枚数）	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0＜CPM≦20	－	－	－	≦ 5W	≦30 分	推奨
20＜CPM≦44	≦3.85×CPM+5W	≦15 分	≦30 秒	≦15W	≦60 分	必須
44＜CPM	≦3.85×CPM+5W	≦15 分	≦30 秒（推奨）	≦20W	≦90 分	必須

備考）１　「コピー速度」とは，１分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表 6－2 において同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を２枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については，A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また，大判コピー機については，当該機器の最大サイズの１分当たりのコピー枚数を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

①A2 サイズの用紙は，コピー枚数を４倍すること。

②A1 サイズの用紙は，コピー枚数を 8 倍すること。

③A0 サイズの用紙は，コピー枚数を 16 倍すること。

2　「両面コピー機能」とは，自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表 6－3 及び表 6－5 において同じ。

3　「推奨」とは，両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表 6－3 及び表 6－5 において同じ。

4　「必須」とは，両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表 6－3 及び表 6－5 において同じ。

5　「低電力モード」とは，一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表 6－2 から表 6－6 において同じ。

6　「オフモード」とは，一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表 6－2，表 6－5 及び表 6－6 において同じ。

7　消費電力の測定方法については，国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成 18 年 1 月 1 日施行）別表第２による。以下表 6－2 から表 6－6 において同じ。

8　低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は，オフモードを備える必要はない。以下表 6－2，表 6－5 及び表 6－6 において同じ。

表6－2　リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1 分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0＜CPM≦40	－	－	－	≦10W	≦30 分
40＜CPM	≦3.85×CPM+5W	≦15 分	≦30 秒 (推奨)	≦20W	≦90 分

表6－3　リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る
低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm：1 分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
0＜ipm≦ 10	－	－	≦ 25W	≦ 15 分	推奨
10＜ipm≦ 20	－	－	≦ 70W	≦ 30 分	推奨
20＜ipm≦ 44	≦3.85× ipm+50W	≦30 秒	≦ 80W	≦ 60 分	必須
44＜ipm≦100	≦3.85× ipm+50W	≦30 秒(推奨)	≦ 95W	≦ 90 分	必須
100＜ipm	≦3.85× ipm+50W	≦30 秒(推奨)	≦105W	≦120 分	必須

備考）1　「スリープモード」とは，低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合，電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表６－４について同じ。

2　低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は，スリープモードを備える必要はない。以下表６－４において同じ。

3　低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表6－4から表6－6において同じ。

表6－4　リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm：1 分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
0＜ipm≦40	－	－	≦70W	≦30 分
40＜ipm	≦4.85×ipm+50W	≦30 秒(推奨)	≦105W	≦90 分

表6－5　リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度（ipm：1分当たりの画像出力枚数）	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0＜ipm≦10	－	－	≦5W	≦15分	推奨
10＜ipm≦20	－	－	≦5W	≦30分	推奨
20＜ipm≦44	≦3.85×ipm+5W	≦30秒	≦15W	≦60分	必須
44＜ipm≦100	≦3.85×ipm+5W	≦30秒(推奨)	≦20W	≦90分	必須
100＜ipm	≦3.85×ipm+5W	≦30秒(推奨)	≦20W	≦120分	必須

表6－6　リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm：1分当たりの画像出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜ipm≦40	－	－	≦65W	≦30分
40＜ipm	≦4.85×ipm+45W	－	≦100W	≦90分

表7　電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64本以上		3.1
	8本以上64本未満		0.079
	4本以上8本未満	16ギガバイト以上	0.071
		16ギガバイト未満	0.068
	4本未満	16ギガバイト以上	0.053
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.039
		2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.024
		2ギガバイト未満	0.016
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2本以上4本未満	6ギガバイト未満	0.027
	2本未満	2ギガバイト以上6ギガバイト未満	0.0048
		2ギガバイト未満	0.0038
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		1ギガバイト以上6ギガバイト未満	0.0026
		1ギガバイト未満	0.0022

備考）1　「サーバ型電子計算機」とは，クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2　「入出力用信号伝送路本数」は，演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって，グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち，最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3　「電池駆動型」とは，専ら内蔵された電池を用いて，電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

4　「クライアント型電子計算機」とは，グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって，主記憶容量が6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

5　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第50号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表8－1　モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦15	≦1.0	要件の適用なし
15＜ipm≦24	≦0.10×ipm- 0.5	
24＜ipm≦40		購入時において標準装備又は任意の付属品
40＜ipm≦44	≦0.35×ipm-10.3	
44＜ipm≦82		購入時において標準装備
82＜ipm	≦0.70×ipm-39.0	

表8－2　モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦10	≦1.5	要件の適用なし
10＜ipm≦24	≦0.10×ipm+ 0.5	
24＜ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26＜ipm≦44	≦0.35×ipm- 6.0	
44＜ipm≦68		購入時において標準装備
68＜ipm	≦0.70×ipm-30.0	

表9－1　カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm+ 2.8	要件の適用なし
19＜ipm≦32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32＜ipm≦39	≦0.35×ipm- 5.2	
39＜ipm≦58		購入時において標準装備
58＜ipm	≦0.70×ipm-26.0	

表9－2　カラープリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm+ 3.5	要件の適用なし
19＜ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26＜ipm≦39	≦0.35×ipm- 3.0	
39＜ipm≦62		購入時において標準装備
62＜ipm	≦0.70×ipm-25.0	

表10　インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間，印刷エンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	5分	≦1.4W	≦1W
10＜ipm≦20	15分		
20＜ipm≦30	30分		
30＜ipm	60分		

表11　インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間，印刷エンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	5分	≦4.6W	≦1W
10＜ipm≦20	15分		
20＜ipm≦30	30分		
30＜ipm	60分		

表12－1　インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間，印刷エンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30 分	≦15W	≦1W
30＜ipm	60 分		

表12－2　インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間，印刷エンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30 分	≦14W	≦1W
30＜ipm	60 分		

表13　デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率（W）			
		A3 対応機		B4 対応機，A4 対応機	
		プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時	プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考）1　「プリンタ機能標準装備型」とは，パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され，製品として切り離すことのできないものをいう。

2　「上記以外」とは，拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3　「A3対応機」，「B4対応機」，「A4対応機」とは，次による。

A3対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ287mm，409mm以上のもの

B4対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ250mm，353mm以上のもの

A4対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ204mm，288mm以上のもの

4　エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の1時間における消費電力量（Wh）

・電源の投入後，印刷速度はデフォルトで，テストチャートを使用して1版目を製版し，①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し，①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

・電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の1時間における消費電力量（Wh）

・Ａの測定終了後1版目を製版し，①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し，①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A，Bの測定条件

①1版当たりの印刷枚数　　200枚／版

②1時間の製版枚数　　2版／時

③1時間の印刷枚数　　400枚／時

④印刷速度　工場出荷時に設定された電源投入時の速度

⑤テストチャート　　A4，画像面積比率4～7%

⑥標準印刷用紙　64g/㎡の上質紙

⑦測定時の環境条件　　温度：21±3℃／湿度：65±10%
測定前に12時間以上放置

⑧プリンタ機能非作動時の測定の場合，放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。

⑨低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし，出荷後，変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

⑩プリンタ機能作動時の測定の場合，オートシャットオフモード機能を作動させてはならない，また，放置時における低電力モードへの移行を認める。

表14　モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦15	≦1.0
15＜ipm≦40	≦0.10×ipm- 0.5
40＜ipm≦82	≦0.35×ipm-10.3
82＜ipm	≦0.70×ipm-39.0

備考）1　「製品速度」とは，モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり，すべての場合において，算出された ipm 速度は，最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは，1 分間に A4 又は 8.5″×11″の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5″×11″用紙とで異なる場合は，その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 15 において同じ。

2　標準消費電力量の測定方法については，「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．（１）」による。表 15 において同じ。

表15　カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦32	≦0.10×ipm+ 2.8
32＜ipm≦58	≦0.35×ipm- 5.2
58＜ipm	≦0.70×ipm-26.0

表16　インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間，印刷エンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
5 分	≦1.4W	≦1W

備考）1　「スリープ」とは，電源を実際に切らなくても，一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2　スリープ時消費電力の基準は，本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 5 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3　消費電力の測定方法については，「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．（２）」による。

表17　スキャナに係るスリープ移行時間，スキャニングエンジンのスリープ消費電力，待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	スキャニングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
15 分	≦4.3W	≦1W

備考）1　「スリープ」とは，電源を実際に切らなくても，一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2　スリープ時消費電力の基準は，本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表２の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3　消費電力の測定方法については，「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．（２）」による。

表18　ディスプレイに係るモード別消費電力の基準

	オンモード 消費電力（W）	スリープモード 消費電力（W）	オフモード 消費電力（W）
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 以下	≦6×MP+0.05×A+3	≦2	≦1
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 超	≦9×MP+0.05×A+3		
対角線画面サイズ 30 インチ以上 60 インチ以下	≦0.27×A+8		

備考）1　「MP」はディスプレイ解像度（メガピクセル）を，「A」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

2　「オンモード」とは，ディスプレイが電源に接続され，すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており，主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また，オンモード消費電力は，算定式の算定結果の小数点以下第２位を四捨五入したものとする。

3　「スリープモード」とは，ディスプレイが電源に接続され，すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており，接続されている機器からの信号受信，又はスリープタイマーや占有センサーのような内部機能の誘因事象により低電力モードに入っている状態（接続されている機器からの信号受信又は内部機能の誘因事象により，当該モードから復帰可能であること）をいう。

4　「オフモード」とは，ディスプレイが電源に接続され，電源スイッチによる起動を待機し，いかなる機能も提供していない状態（使用者が当該モードから復帰させるために機械的スイッチを操作しなければならない）をいう。

5　消費電力の測定方法については，「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－２」による。

表19　磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区　　分		基準エネルギー 消費効率の算定式
磁気ディスク 装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が 1 枚のもの	E＝Exp(2.98×ln(N)-28.6)
	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	E＝Exp(2.98×ln(N)-29.3)
	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	E＝Exp(2.98×ln(N)-29.5)
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が 1 枚のもの	E＝Exp(2.98×ln(N)-28.6)
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの	E＝Exp(2.98×ln(N)-29.4)
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が 4 枚以上のもの	E＝Exp(2.98×ln(N)-29.8)
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下であってディスク枚数が 1 枚のもの	E＝Exp(2.98×ln(N)-27.2)
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下であってディスク枚数が 2 枚以上のもの	E＝Exp(2.98×ln(N)-28.8)
サブシステム		E＝Exp(2.00×ln(N)-19.7)

備考）1　基準エネルギー消費効率算定式中の N は，磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。

2　ln は底を e とする対数を表す。

3　エネルギー消費効率の算定法については，エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 51 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 20　シュレッダーに係る待機電力の基準

区　　分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については，これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W 未満	有／無	＜2.5W
100W 以上 500W 未満	有	＜3.0W
	無	＜2.0W

備考）1　「裁断モーターの出力」とは，裁断に用いられるモーターの出力をいう。

2　「オートスタート」とは，紙の投入により自動的に裁断を開始し，裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

表 21　一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 （寸法：高さ・直径）	負荷抵抗 （Ω）	最小平均持続時間	
		初　度	12 か月貯蔵後及び使用推奨期間内
単 1 形 （61.5mm・34.2mm）	2.2	810 分	725 分
	10	81 時間	72 時間
	2.2	15 時間	13 時間
	1.5	450 分	405 分
	600mA（放電電流）	11 時間	9.5 時間
単 2 形 （50.0mm・26.2mm）	3.9	770 分	690 分
	20	77 時間	69 時間
	3.9	12 時間	10 時間
	400mA（放電電流）	8.0 時間	7.0 時間
単 3 形 （50.5mm・14.5mm）	43	60 時間	54 時間
	3.9	4.0 時間	3.6 時間
	10	11.5 時間	10.0 時間
	1000 mA（放電電流）	200 回	180 回
	24	31 時間	27 時間
	250mA（放電電流）	4.5 時間	4.0 時間
単 4 形 （44.5mm・10.5mm）	5.1	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
	10	5.0 時間	4.5 時間
	75	44 時間	39 時間
	600mA（放電電流）	140 回	125 回